



三 重 労 働 局 発 表
令和3年11月16日（火）

担
当

三重労働局雇用環境・均等室
監理官 田村 英紀
指導係 杉山 紀子
電 話 059-261-2978
059-226-2318

改正育児・介護休業法の施行に伴い

「育児休業制度等特別相談窓口」を設置しました！

改正育児・介護休業法が本年6月9日に公布され、令和4年4月1日から順次施行されます。育児休業制度等の従業員への個別周知の義務化や、「産後パパ育休」制度の新設、育児休業の分割取得が可能となること等、労務管理に大きく影響する制度改正が含まれるため、三重労働局（局長 西田 和史）では、**特別相談窓口**を設置して、**法改正内容や育児休業制度に関する相談に対応します**。事業主、労働者とも相談を受け付けています。

＜育児休業制度等特別相談窓口＞

期間：令和3年11月1日（月）から令和5年3月31日（金）

窓口：三重労働局雇用環境・均等室

TEL 059-226-2318

所在地 津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階

受付時間：9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

参考資料1 育児休業制度等に関する特別相談窓口（周知用ちらし）

参考資料2 育児・介護休業法改正ポイントのご案内（リーフレット）